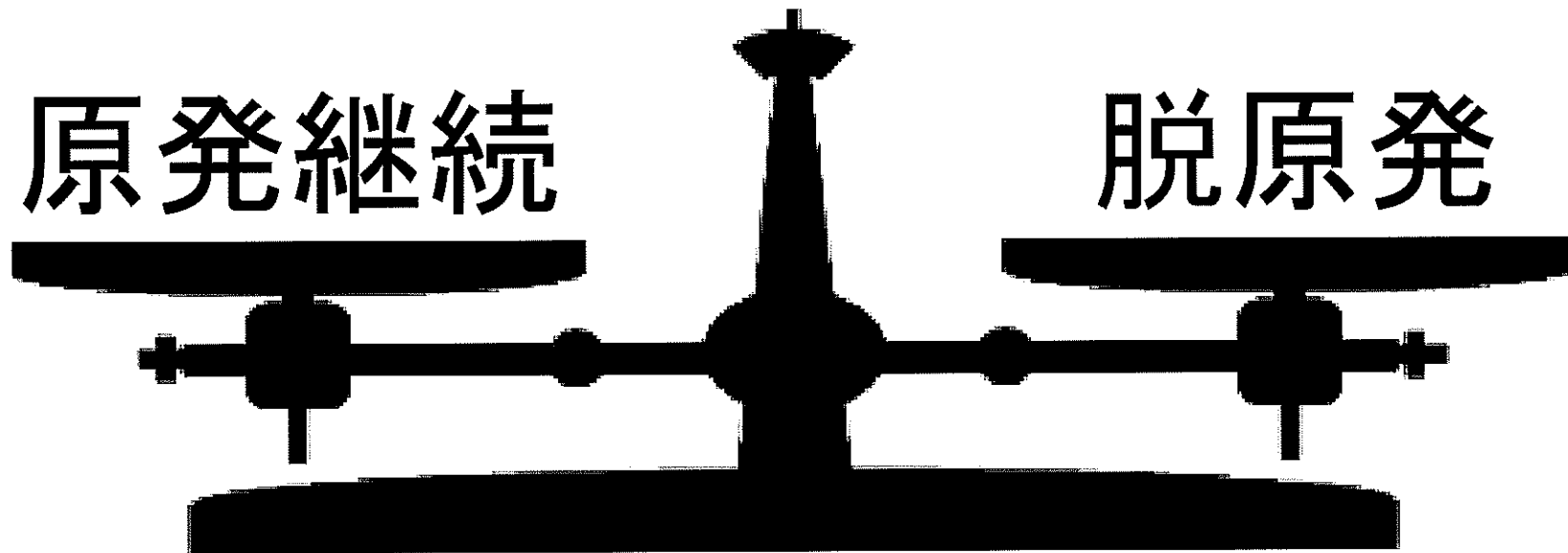


どちらが望ましいか？



- ・コストとリスク
- ・経済への影響
- ・使用済核燃料の処分
- ・安定供給

- ・技術・人材維持
- ・CO2排出量
- ・安全保障 ...

福島原発事故独立検証委員会
北澤宏一 委員長メッセージ

不幸な事故の背景を明らかにし 安全な国を目指す教訓に

東京電力・福島第一原子力発電所事故の特徴

福島第一原子力発電所の事故の最大の特徴は、「過密な配置と危機の増幅」でした。福島第一原発には、6つの原子炉と7つの使用済み燃料プールが接近して配置されていました。現場の運転員たちは、水位や圧力を示すセンサーなどの表示が信頼できないという絶望的な状況の中で、危険な状態に陥った多数の炉や使用済み燃料プールに同時に注意を払わなければならなくなりました。ある炉の状態の悪化による放射線量レベルの上昇や、爆発による瓦礫の飛散、設備の損傷などによって、他の炉や使用済み燃料貯蔵プールに対する対策が妨げられたことで、危機は次々と拡大していきました。

国民に対してはつきりとは知らされていなかった今回の事故の最大の危機が、この検証の中で明らかになりました。2号機などの格納容器の圧力が上がり爆発により大量の放射能が一挙に放出される可能性があったことと、運転停止中の4号機の使用済み燃料プールが建屋の水素爆発で大気中にむき出しの状態となったことについて、政府上層部が長期にわたり強い危機感を抱いていたことがわかりました。事態が悪化すると住民避難区域は半径200km以上にも及び、首都圏を含む3000万人の避難が必要になる可能性もありました。原子力委員会の近藤駿介委員長はこうした見通しを「最悪のシナリオ」として検討し、菅首相に報告していました。

危機時の情報共有―官邸による現場指揮とエリートパニック

東日本大震災に連動して東南海大地震が起きる可能性が高いとする地震学者たちの警告もあって、官邸は異様な危機感の中で事故取捨作業に直接乗り出していききました。唐突に見えた菅直人首相（当時）の福島第一原発の訪問や「東電撤退を許さない」とした東電本店での演説、自衛隊ヘリによる上空からの原子炉建屋に向けた放水、さらには事故後1カ月半を経て中部電力浜岡原発に対してなされた官邸による運転停止要請などは、過密に配置された原子炉群に対して当時の官邸が抱いていた「このままでは国がもたないかもしれない」という大きな危機感の上に初めて理解されることです。

今回の事故対応では不十分な情報共有体制が露呈しました。特に事故発生当初、現場から東電本店、原子力安全・保安院や原子力安全委員会、そして官邸との間には情報不足による疑心暗鬼の状態が生じていました。緊急事態に国が対処するためには、情報技術を活用した太い情報パイプとその共有体制の整備が重要です。さらに、いくつかの「エリートパニック」と呼ぶこと

出典：福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書 ⑤
経済産業省提出資料

北、対日原発テロ計画

韓国侵攻前「戦意そぐ」

元軍幹部証言

北朝鮮の朝鮮人民軍が対韓国戦前直前に日本全国にある原子力発電所施設に特殊工作員計約600人を送り込み、米軍施設と同時に自爆テロを起こす計画を策定していたことが28日、元幹部らに伝った。関係者の証言で分かった。計画案は、日本に侵入し、施設の情報収集を重ね、日本近海をこまめに訓練を行っていたという。北朝鮮による原発テロが現実的脅威に浮上した。

元幹部らによると、計画は、金正日総書記の後継者だった金正日総書記が唯一指導体系として朝鮮労働

党と軍双方の工作機関に對する指令系統を構築した。970年代半ば以降、具体化に動き出し、90年代に入ると本格化したという。

計画には、大別して二つの特殊部隊が編成された。「対南(韓国)」と「対日」部隊で、それぞれ個大隊約600人ずつが充てられた。1個大隊には3、4人一組の30チームが編ま

れ、対南侵攻直前に日本と韓国に上陸。それぞれ連携して日韓各地の米軍基地や原発のほか、東京などの重要施設を自爆テロで同時爆破する作戦が策定された。

原発は福井や新潟など日

本海側に加え、太平洋側の施設も自爆テロの対象とされた。

作戦のため、現地の協力者らが施設周辺を撮影するなどし、毎年、情報を刷新。特殊工作員が潜水艇で日本に上陸、施設内に忍び込み、情報収集することもあったという。

情報に基づき施設を写真に再現した模型が作られ、机上演習が重ねられた。

脱北した別の朝鮮労働党特殊部隊が潜水艇で日本近海に乗り出し、集結に向け訓練も行われた。94年には、日本近海で行った自爆

テロ訓練中の事故で死亡し、北朝鮮で最大の榮譽とされる「共和国英雄」の称号を受けた工作員もいたという。

北朝鮮による対南侵攻にともなう最大の脅威は沖縄などに駐留する米軍だ。元幹部によると、日本全体を米軍を占める「補給基地」とみなし、米軍に先制するため、開戦前の対南テロに加え、対日同時テロが策定されたという。

原発が最優先ターゲットとされたのは、爆破すれば、巨額な損害を与えられ、核兵器を使う必要がなくなる。(元幹部)との懸念からだという。さらには、広域に放射能が拡散することで「日韓両国民の間に戦争に反対する感情」が広がり、日米韓の戦意をそぐ政治的効果を狙ったと元幹部は説明した。

川之田に「金総書記遺志」

原発テロ計画

元幹部らによると、北朝鮮は日本の商業原発稼働前から関心を持ち、「1960年代には、攻撃対象として注目していたという。核開発を進める北朝鮮が、ミサイルに搭載する核弾頭の精密化には至っていないとされる。それらに自爆テロは「核兵器を使うより威力がある」手取り早い手段とみなされた。

訓練などで死亡しても家族に任務が知られることはなく、国民をゴマコシが救わない北朝鮮の非道が改めて浮かす。

2013年5月29日

産経新聞

北朝鮮の朝鮮人民軍元幹部らの証言で新たに判明した原発同時自爆テロ計画は、金正日総書記の遺志下に策定されたこと、金総書記は「死者の同時攻撃で日本に人が住めないうようにしろ」とも命じていたという。元幹部によると、潜水艇による日本への侵入も繰り返し、「日本への浸透はたやすかった」とも。テロの脅威を前に原発整備のあり方が問われている。(1面参照)

金総書記「日本に人が住めないように」

計画を後押ししたのは、90年代から開業が進む潜水艇と特殊潜水艦の存在だ。「発見されずに陸揚げでき、情報収集のための工作員も90年代に最も頻りに行われた」(元幹部)

北朝鮮の基地にいた工作員が情報収集の任務を終え、翌日には戻っているといったことも。「日本にはパイを取り締まる法律もないと聞かされており、日本上陸時は銃も携帯しなかった。韓国に比べ浸透は非常にたやすかった」

東京電力が原発の弱さが露呈し、警察庁などが今年1月に東京電力福島原発の原発テロを想定した合同訓練を行なった。日本でもテロ対策が見直され始めた。ただ、長大な海岸線を抱え、工作員侵入を水陸で防ぐにも限界がある。

元幹部によると、北朝鮮も計画の再考を迫られた。96年9月に韓国の江陵市で北朝鮮の潜水艇が座礁し、工作員ら2人が韓国側に銃撃戦を繰り広げた。それ以降は浸透の頻度は低下したが、潜水艇による侵入はその後も繰り返されたという。

「北朝鮮が対南侵攻の意志を捨てるとはなく、金正日政権になってもテロ計画は生き続けている」元幹部はこう警告する。

世界の原子力発電所保有国における地震数と発電所数

	国	地震数 ※1	原子力発電所数 ※2
1	米国	4800 *	104
2	フランス	36	58
3	日本	15000 *	50
4	ロシア	5600 *	29
5	韓国	1	23
6	カナダ	440 *	19
7	ウクライナ	8	15
8	ドイツ	15	9
9	中国	2800 *	15
10	英国	5	16
11	スウェーデン	2	10
12	スペイン	71	7
13	ベルギー	0	7
14	台湾	1100 *	6
15	インド	260 *	20
16	チエコ	6	6
17	スイス	14	5
18	フィンランド	0	4
19	ブルガリア	17	2
20	ハンガリー	6	4
21	ブラジル	46	2
22	スロバキア	5	4
23	南アフリカ	74	2
24	ルーマニア	100 *	2
25	メキシコ	4800 *	2
26	アルゼンチン	1600 *	2
27	パキスタン	570 *	3
28	スロベニア	9	1
29	オランダ	2	1
30	アルメニア	4	1

※1 地震数

米国地質調査所の地震データベース(2002年～2011年、マグニチュード4.0以上、総数126815個)を用い、各国陸域及び周辺海域に含まれる地震数を数えたもの。

*: 地震が集中して発生している領域では、領域の取り方により地震数が変わるため、概数とした。

※2 原子力発電所数

出典：一般社団法人日本原子力産業協会『世界の原子力発電開発の動向』に記載されている運転中の原子力発電所(基数)。2013年1月1日現在。国の並びは、同資料中の表に倣った。

温室効果ガス新目標についての国際社会の受け止めについて

平成26年1月
環境省

昨年11月に開催されたCOP19において、2020年度の新たな我が国の温室効果ガス削減目標として、2005年度比で3.8%減とすることを表明した。

当初、これまでの削減目標から後退した数値に批判もあつたが、新目標は、既に世界最高水準にある我が国のエネルギー効率をさらに20%改善することを含めた野心的な目標であることについても丁寧に説明し、一定の理解が得られた。

なお、新目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策が検討中であることを踏まえ、原子力発電による削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後のエネルギー政策の検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を設定することとしている。

○衆議院・環境委員会（平成25年11月29日（金） 議事録（抄）
（石原環境大臣）

11月11日から23日までの間、気候変動枠組条約第19回締約国会議及び京都議定書第9回締約国会合がポーランド・ワルシャワで開催され、私が出席してまいりました。この会議の結果について御報告いたします。

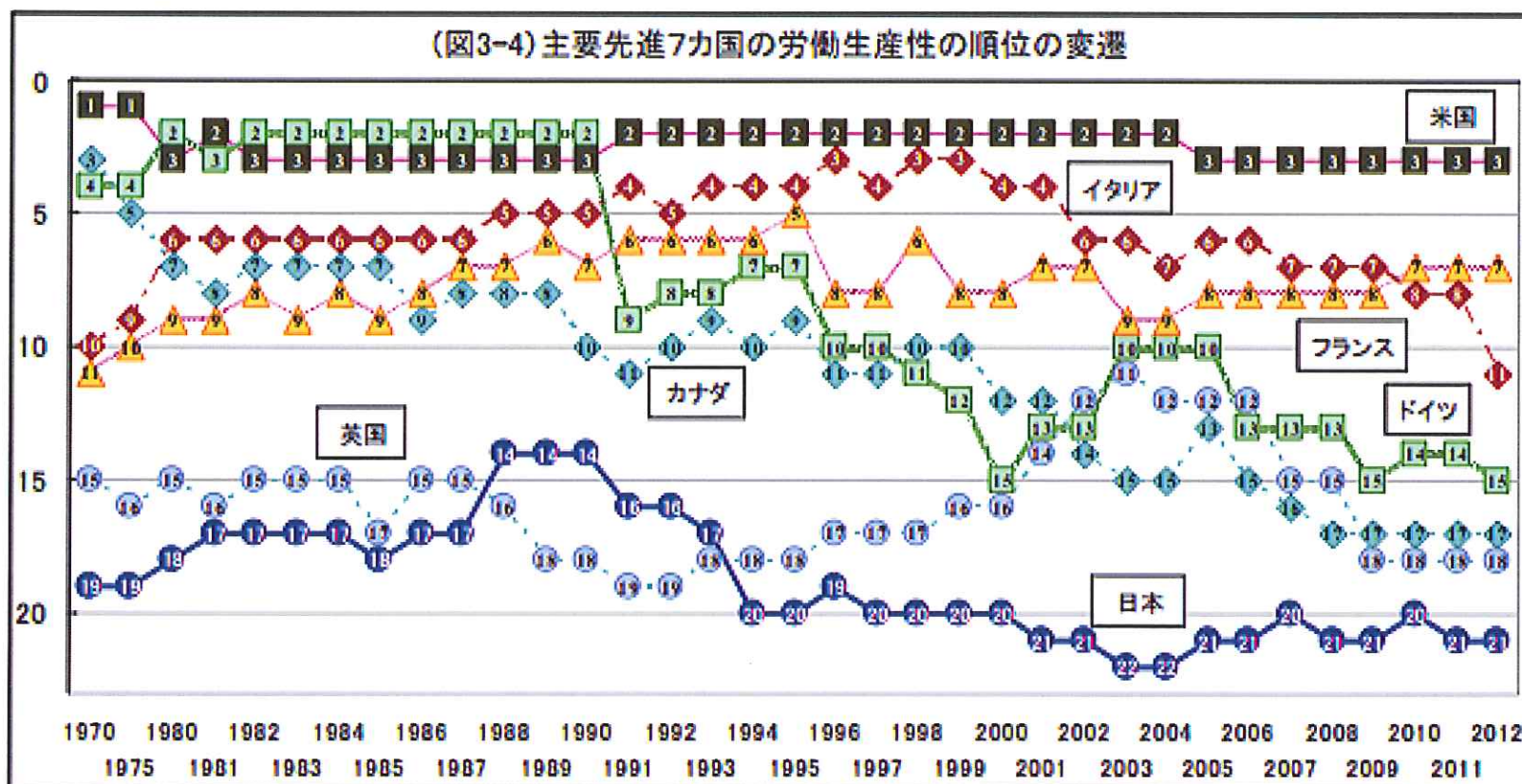
（中略）

私は、会議期間中、全ての国が参加する公平かつ実効性ある2020年以降の新たな国際枠組みについて、交渉を前進させることが必要であると訴えてまいりました。あわせて、我が国の着実な排出削減努力や国際貢献についても、二国間会談等を通じて丁寧に説明いたしました。

具体的には、まず第一に、我が国の2020年度の排出削減目標として、2005年度比3.8%減とすることを表明いたしました。あわせて、この目標は、原発による削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後のエネルギー政策の検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を設定することを説明しました。

さらには、この目標は、既に世界最高水準にある我が国のエネルギー効率をさらに20%改善することを含めた野心的な目標であることについても丁寧に説明し、一定の理解が得られたと認識しております。

（後略）



- ² 表3-1は各年においてデータ取得可能な国を対象としたものであり、データの制約から全加盟国のランキングではないことに留意されたい。なお、1970年は22カ国、1980年は21カ国、1990年は25カ国、2000年は33カ国、2010年は34カ国で比較を行っており、それぞれの上位10カ国を表に掲出している。
- ³ OECD Annual labour force statistics による数値のため、各国統計局の公表値とは異なる可能性がある。

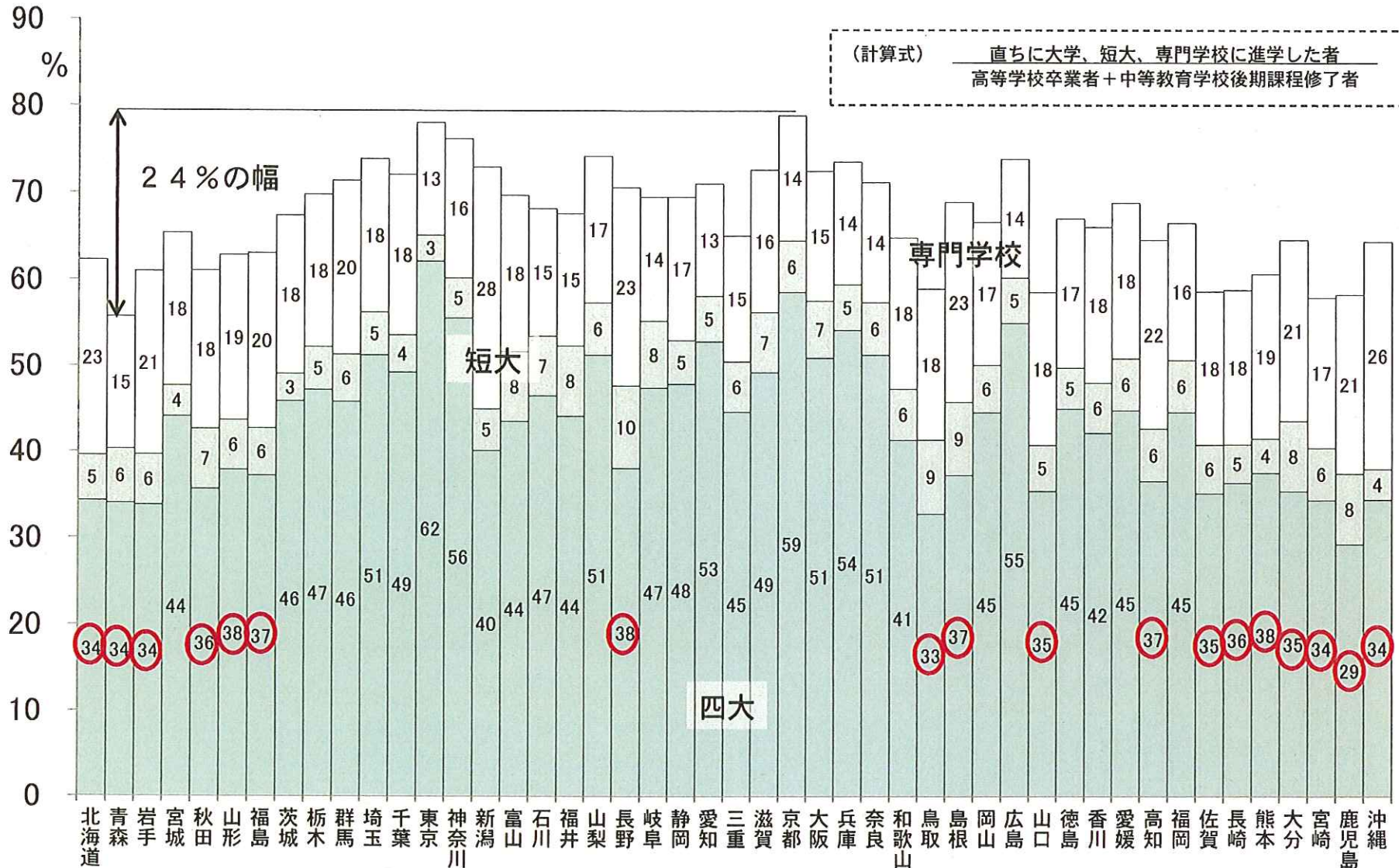
出典：労働生産性の国際比較 - 日本生産性本部

都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校含む)

H26.01.28

文部科学省高等教育企画課

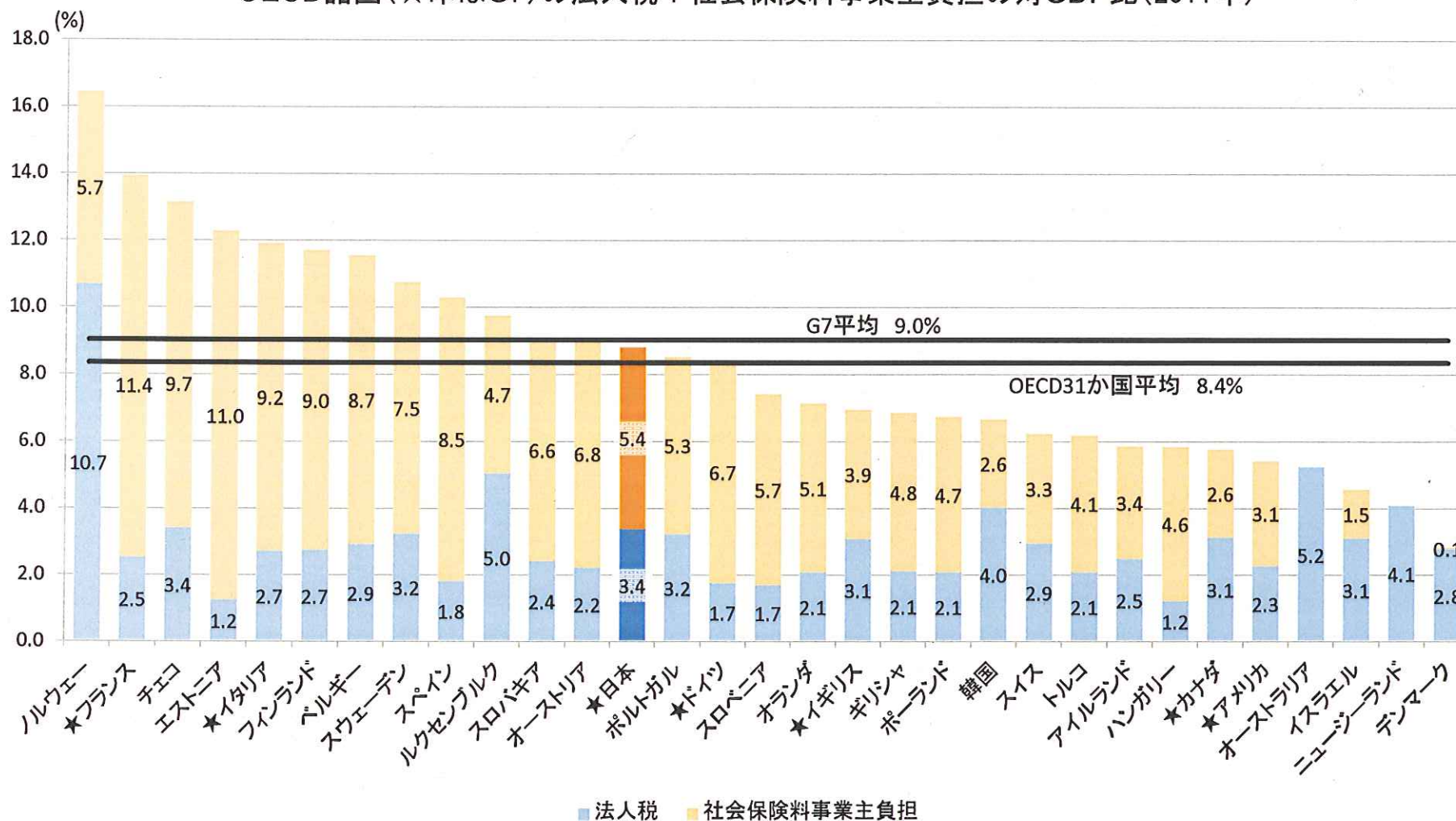
○ 平成25年度の都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校を含む)をみると、京都(79%),東京(78%)で高く、青森(55%),宮崎(57%)で低い。京都と青森では24%の幅。



注: 「○」は、4年制大学進学率40%未満の都道府県

出典: 文部科学省「学校基本調査(平成25年度版)」

OECD諸国(★印はG7)の法人税+社会保険料事業主負担の対GDP比(2011年)

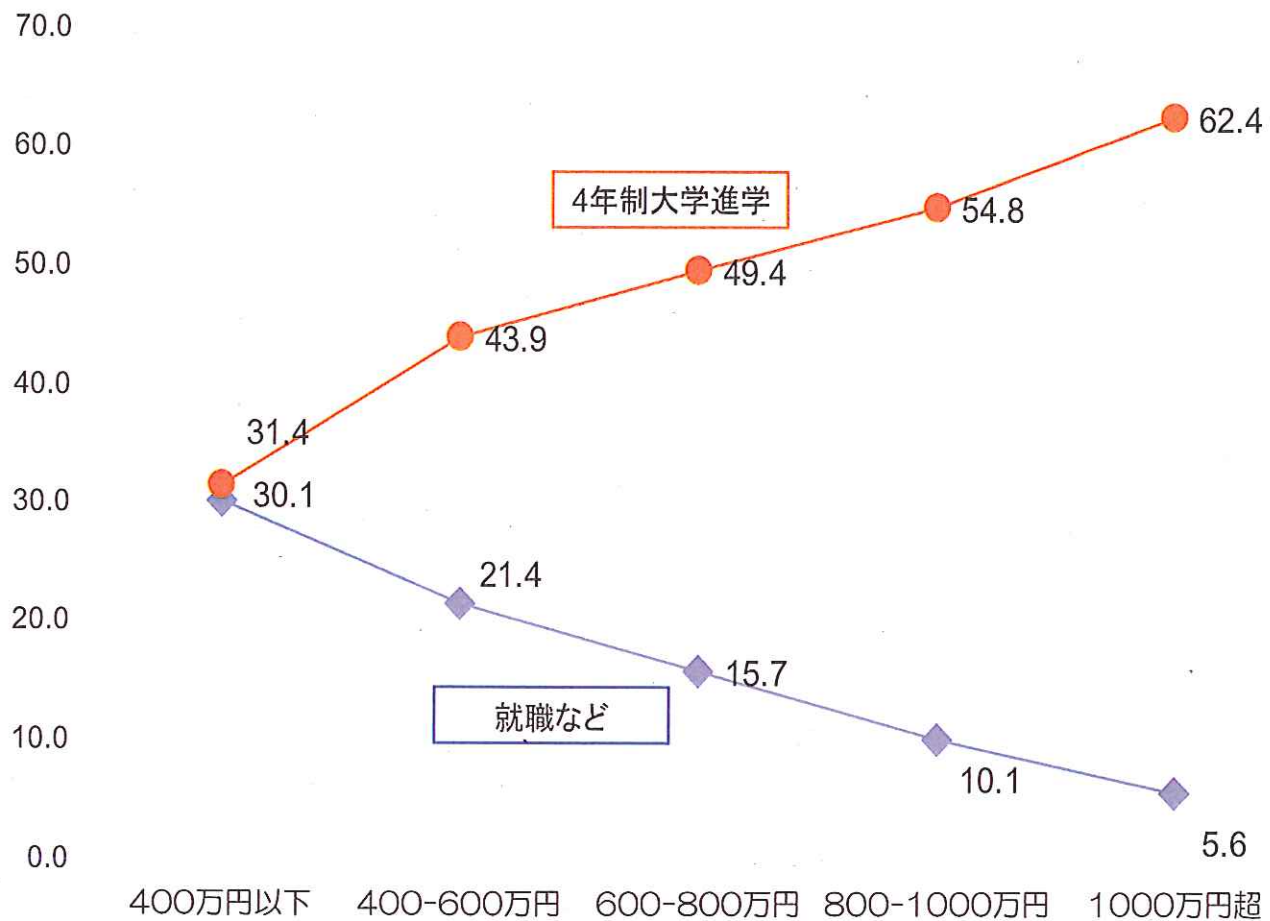


(注) チリ、アイスランド、メキシコはデータが入手できないため、対象から外している。
 (出典) OECD, Revenue Statistics 1965-2012, 2013, pp.104, 110から作成。

高校卒業後の進路(両親年収別)

○ 両親の年収と高校卒業後の進路には相関関係が見られ、その後の就労形態や生涯所得とも相俟って、社会格差の再生産や世代間の連鎖に繋がるおそれ。

高校卒業後の予定進路(両親年収別)



出典: 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター
「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

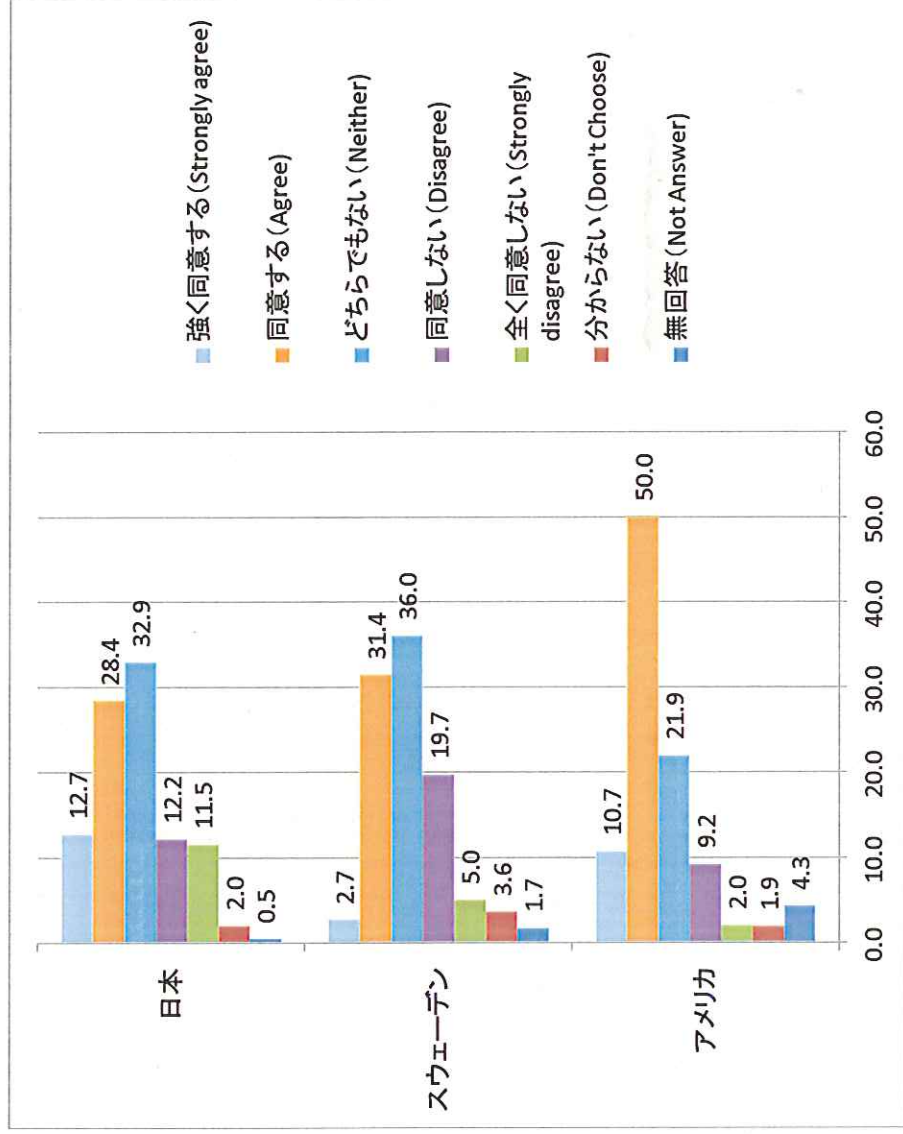
所得格差は努力の結果か (People get rewarded for their effort) (単位: %)

	日本	スウェーデン	アメリカ
強く同意する (Strongly agree)	12.7	2.7	10.7
同意する (Agree)	28.4	31.4	50.0
どちらでもない (Neither)	32.9	36.0	21.9
同意しない (Disagree)	12.2	19.7	9.2
全く同意しない (Strongly disagree)	11.5	5.0	2.0
分からない (Don't Choose)	2.0	3.6	1.9
無回答 (Not Answer)	0.5	1.7	4.3

※表題の訳は日本総研資料による。

(出典) ASEP/JDS[Question Data : ISSP 1999 - Social Inequality III]1999.を基に作成

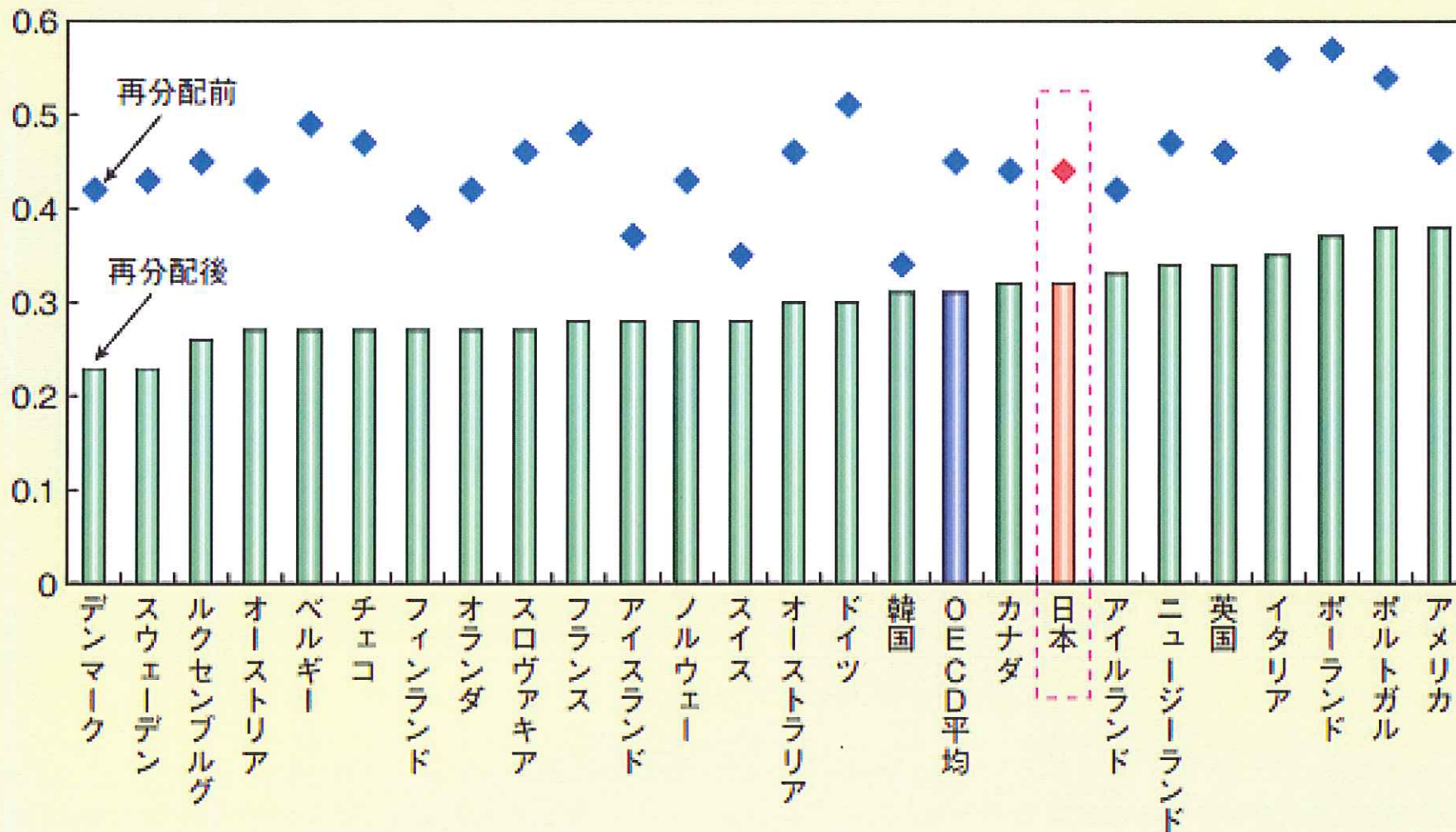
http://www.jdsurvey.net/jds/jdsurveyAnalysis.jsp?ES_COL=127&Idioma=I&SeccionCol=05&ESID=499



第3-2-12図 家計の所得格差（ジニ係数）の国際比較

我が国の再分配効果は国際的には低め

(1) 再分配前後のジニ係数（2000年代半ば）



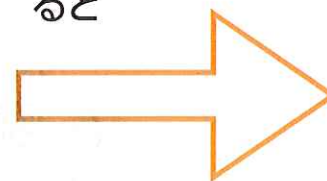
出典：平成 21 年度 年次経済財政報告書 242 頁より抜粋

(億円)

	税収	国債費
2008	535,540	201,632
2009	461,030	202,437
2010	373,960	206,491
2011	409,270	215,491
2012	423,460	219,442
2013	430,960	222,415
2014	500,010	232,702

(万円)

御指示のとおり、
仮に税収を100
万円としたとす
ると



国債費 (税収を100万円としたとき)
37.7
43.9
55.2
52.7
51.8
51.6
46.5

(注)計数は当初予算ベース

平成二十五年十一月二十八日提出

特定秘密保護法案及び防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

防衛省（その前身の防衛庁も含む）が、秘密区分の指定（省秘、防衛秘密、特別防衛秘密）をした文書（資料、図画等も含む）が、時間の経過とともに、どのような状態になったのか、お尋ねする。できる限り、遡って、ご答弁願いたい。また、特定秘密保護法案における文書廃棄規定についてもお尋ねする。

略)

六 国会で審議中の特定秘密保護法案は、特定秘密に指定されたものは、保存期間前に廃棄されることは、完全に禁止されているのか否か。仮に保存期間前に廃棄できるとすれば、どのようなケースか。それは、どのように（例えば、省令、訓令など）定めるのか。

略)

平成二十五年十二月六日受領 答弁第九八号

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員長妻昭君提出特定秘密保護法案及び防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問に対する答弁書

略)

六について

公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第六条第一項の規定により、行政機関の長は、保存期間の満了する日までの間、公文書管理法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等（以下「行政文書ファイル等」という。）を保存しなければならぬこととされており、平成二十五年十一月二十六日に衆議院で修正の上可決された特定秘密の保護に関する法律案第三条第一項に規定する特定秘密（以下「特定秘密」という。）を含む行政文書ファイル等が、お尋ねの「保存期間前に廃棄される」ことはない。ただし、同法律案第五条第一項に規定する特定秘密の保護に関し必要な措置を定める政令等において、秘密の保全上真にやむを得ない場合の措置として保存期間前の廃棄を定めることは否定されない。

略)

総数、過去に解除されたものの件数(事項数)及び公開されたものの件数(事項数)

	いわゆる省秘	防衛秘密	特別防衛秘密
保有件数 (事項総数) (24. 12. 31時点)	88, 272件	36, 808件 (234事項)	10, 481件
過去に解除されたものの件数 (25. 6. 30時点)	—	1事項 (5件※)	—
解除されたものうち、 公開されたものの件数	—	0	—

注1) 「—」は回答困難なものを示す。

注2) ※は物件(暗号)である。

注3) 各秘密制度は、いわゆる省秘は昭和29年、防衛秘密は平成14年、特別防衛秘密は昭和29年に創設。

法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所数について

- 法務省から平成 24 年度末までに提供があった法人登記簿情報による法人数等 約 442 万
- 厚生年金等の適用事業所数 約 165 万事業所（平成 24 年 9 月時点・法人）
- 適用調査対象事業所数 約 39 万事業所（平成 24 年度末時点）

（注 1）上記の数値をもとに、ごく粗い試算として約 240 万事業所を適用調査の対象とし、平成 26 年度予算案を作成した。

（注 2）法人登記簿情報には休業中の会社などが一定数含まれていること（これらには厚生年金等は適用とならない）、法人数と厚生年金の適用単位である事業所数とは必ずしも単位が一致しないことなどから、厚生年金の適用対象となるか否かは、実際に事業所調査を行わなければ把握することができない。

（注 3）休業中の会社のうち、一定期間登記をしていない会社については、登記所に事業を廃止していない旨の届け出をしない限り解散したものとみなされるという休眠整理手続があるところ、平成 14 年に実施した同手続の結果によれば、既存の株式会社の約 7%程度が解散したものとみなされることとなった。（法務省民事局商事課） 15

ご指摘の 350 万人～400 万人の算出方法について

- 当該数字は、みんなの党の試算に即して計算した場合であっても 1 千万人にならないことを示すために行ったもの。
- 国税庁の統計上の民間給与所得者数の推計値約 5,479 万人から以下の数を除いて、ごく粗い試算として算出。
 - 厚生年金保険の被保険者数約 3,464 万人
 - 週労働時間 30 時間未満の労働者数約 930 万人
 - 従業員 5 人未満の個人事業所に雇用される労働者数約 130 万人
 - 70 歳以上の労働者数約 120 万人
 - 適用対象外業種の個人事業所に雇用される労働者数約 160 万人
 - 共済組合加入者数約 70 万人
 - 国税庁の統計上の民間給与所得者に二重計上されている者の数約 240 万人

(注) 適用漏れの人数については、厚生労働省としては、これまで推計を行っておらず、また、事業所調査を実際に行って初めて把握することができるものであることから、確度の高い数字として示すことは困難と考えている。

被用者（公務員除く）の4層構造

① 加入はしているが、保険料未払いの被用者

■未払い保険料の総額■

厚生年金	4205億円
協会けんぽ	2351億円

② 加入の義務はあるが、未加入の被用者

■未加入者が加入した場合の保険料の総額■

厚生年金	2.36兆円
協会けんぽ	1.23兆円

③ 現行ルール上では加入対象になっていない被用者（週20時間以上30時間未満）

■加入対象となった場合に増加する保険料の総額■

社会保険料 (医療・年金)	1.08兆円
------------------	--------

④ 加入対象であり、保険料も払っている被用者（通常のパターン）

■支払った保険料の総額■

厚生年金	24兆1549億円
協会けんぽ	7兆8653億円

(出所)

① 日本年金機構「平成24事業年度業務実績報告書（案）」平成25年6月24日から「収納未済額」（平成24年度）
② 長妻事務所試算

加入義務があつて未加入の者350万人、厚生年金の平均保険料年額67.6万円（労使）、協会けんぽの平均保険料年額35万円（労使）と想定。

(出典：「厚生労働省年金局 平成23年厚生年金保険・国民年金 事業年報」「厚生労働省保険局 HFP」)

・厚生年金：67.6万円×350万人＝約2.37兆円

・協会けんぽ：35万円×350万人＝約1.23兆円

③ 第12回社会保険審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会（平成24年2月13日）
議事録から

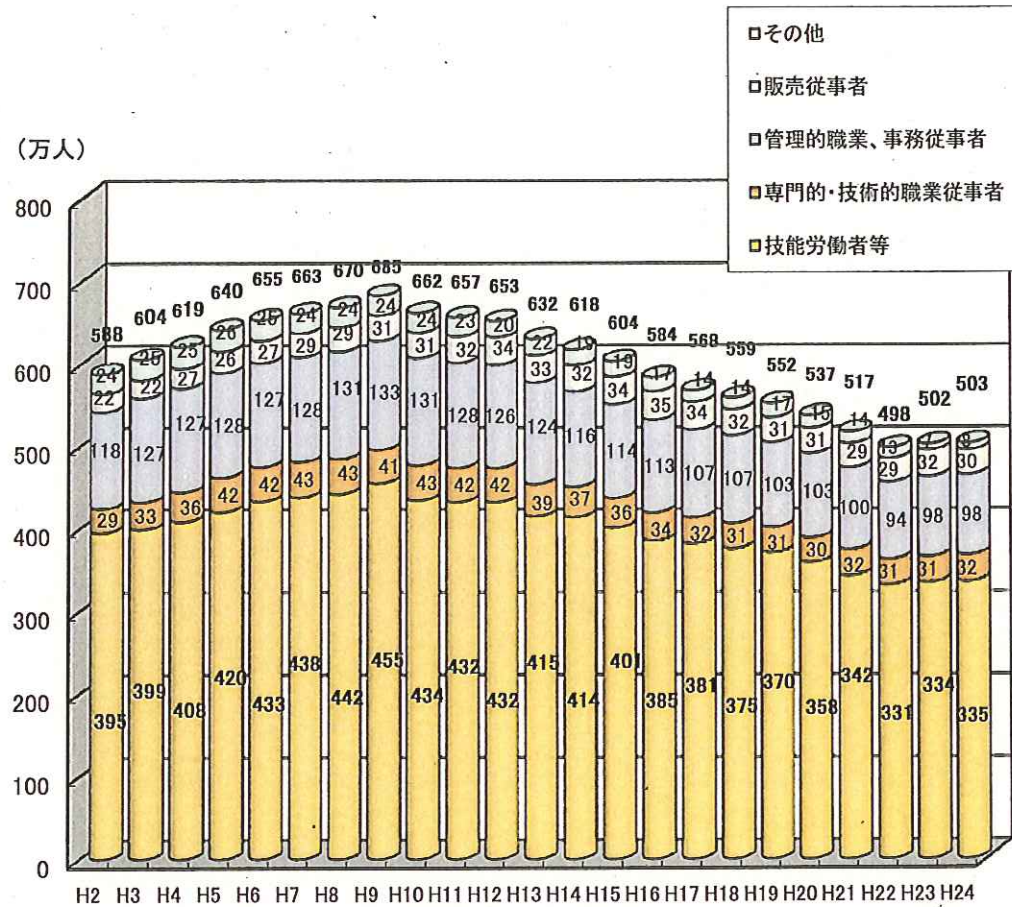
週の所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者（既に加入対象ではない）が加入した場合の事業主負担増加額は医療保険2100億円、厚生年金3300億円（厚生労働省の粗い2015年度推計）。

・(2100億円+3300億円)×2＝約1.08兆円

※雇用期間6カ月未満除外

④ 日本年金機構「平成24事業年度業務実績報告書（案）」平成25年6月24日から「保険料収納額」（平成24年度）

建設業就業者の推移

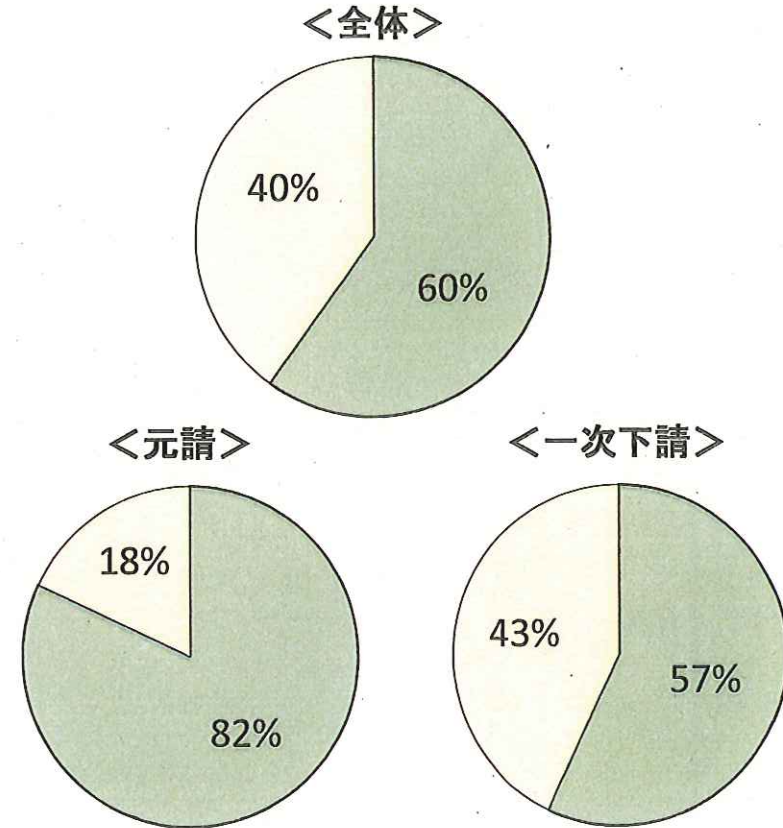


出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

厚生年金保険への加入状況(労働者別)

□ 加入 □ 未加入(国民年金加入者等を含む)



出所：国土交通省「公共事業労務費調査(平成24年10月調査)における社会保険加入状況調査結果について」

※公共事業労務費調査は、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者の賃金支払実態を調査してとりまとめたもの。

厚生年金 説明あぐばぐ

厚生年金に入る資格があるのに雇い主が手続を怠り、未加入の会社員が出ている問題で、政府の説明が迷走している。加入漏れが「350万〜400万人」との推計を田村憲久厚生労働相が国会に示したが、その後正しい数字として出した覚えはない田村氏あぐばぐな答弁に、野党から批判が出ている。

この発端は10月22日の衆議

「加入漏れ350万人」

政府が一転否定

予算委員会。加入漏れについて、みんなの党の選挙区一郎氏が「1千万人」とする独自の試算をもとに、「政府として数字を持っているか」と質問した。田村氏は「大体350万〜400万人ぐらいが漏れている人数ではないか」と答弁。推計方法も示し、種々の試算を説明した。

だが、11月1日には、民主党の長妻昭氏の質問主意書に対

し、「みんなの党の試算を即して計算しても、千万人にはならないと答弁するために行った。国策として人数を示したのではない」との答弁書を政府が決定した。

6日の衆議厚生労働委員会で、長妻氏がこの問題を取り上げると、田村氏は「我々が認めた数字ではない」と改めて釈明。長妻氏は「答弁に失敗したからといって、数字取り繕いはもめ（美辞を）直視してほしい」と批判した。（中村清野）

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。